

第11回新型インフルエンザ等対策本部会議

令和3年3月5日

【決定確認事項】

・新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、3月7日までとなっていた新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が3月21日まで再延長となる見通しであることから、町が現在実施している3月7日までの公有施設の一部休館、利用制限等の実施を3月21日まで延長する。